

大和都市計画地区計画の決定（田原本町決定）

都市計画国史跡唐古・鍵遺跡北側地区計画を次のように決定する。

名 称	国史跡唐古・鍵遺跡北側地区
位 置	田原本町大字唐古の一部
面 積	約 1. 2 ｈ a

●区域の整備、開発及び保全に関する方針

地区計画の目標	本地区は、地区の中央を広域幹線道路である国道 2 4 号が通り、国の史跡指定を受けた唐古・鍵遺跡の史跡公園整備と併せて、国道 2 4 号沿道の利便性なども活かしながら歴史拠点を形成することが望まれる地区である。 このため、国道 2 4 号の優れた広域交通条件や唐古・鍵遺跡の史跡公園に隣接するなどの地区の特性を活用し、歴史的環境とも調和しうる商業・沿道サービス施設や事業所、交流促進施設及び製造体験又は施設見学が可能な加工施設等の立地を適切に誘導し、交通便利の良さと歴史的環境が調和した街区形成を図る。
土地利用の方針	歴史的環境と調和を図りうる商業・沿道サービス施設や事業所、交流促進施設、製造体験又は施設見学が可能な加工施設及びこれらに付属する駐車場などを主体とした土地利用を図る。
建築物等の整備の方針	歴史的環境及び住環境と調和した潤いある都市的空間を形成するため、建築物等の用途、建築物の容積率及び建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠に関する制限などをおこなう。

●地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築することができない。 1. 飲食店、農産物又は物産品の販売を主たる目的とする店舗、道路及び地域に関する情報を提供する案内所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以内のもの 2. 食品製造業を営む工場でその食品を供する店舗又は飲食店を併設するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以内のもの 3. 展望台、公衆便所、休憩所、あずまや 4. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(イ)項第9号に定める公益上必要な建築物 5. 前各号の建築物に附属するもの
	容積率の最高限度	200%
	建ぺい率の最高限度	60%
	建築物の敷地面積の最低限度	1000㎡。ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。 1. 展望台、公衆便所、休憩所、あずまや 2. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(イ)項第9号に定める公益上必要な建築物
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、2m以上とする。 ただし、展望台、公衆便所、休憩所、あずまや及び歩廊の外壁又は柱の面については、この限りでない。
	建築物の高さの最高限度	地盤面より15m

	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態及び色彩等の意匠は、次の各号に適合すること。 1. 唐古・鍵遺跡の史跡公園を含めた歴史的環境及び住環境と調和した良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 2. 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 3. 屋根の形態は、勾配屋根を基本とする。やむをえず陸屋根等とする場合には、見えがかり上、勾配屋根と同様の視覚的効果が得られると認められる構造にすること。ただし、附属建築物については、この限りでない。 4. 外壁及び屋根等の色彩は、奈良県景観計画（一般区域・自然系地域）の定めによるものとするが、強調色は使用してはいけない。 5. 屋外広告物は、地区の良好な景観に配慮したものとし、広告物の光源は点滅するものを避け、色彩については、周囲の環境と調和したものとする。
土地の利用に関する事項		行為地が道路及び水路に面する部分は、出入り口部分を除き道路境界及び水路境界から50cm以上は、樹木により緑化し、かつ行為地内の緑化面積※）は、行為地面積の3%以上とすること。また、植栽の基礎部分について、コンクリートブロック、レンガ、石積等とする場合は、地盤面からの高さを60cm以下とすること。 緑化にあたっては、郷土種を用いる等樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

※ ）緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定により算定した植栽面積をいう。

地区計画区域は、計画図表示のとおり